

工事許可 願い書

工事請負者	㊟
所在地（住所）	
請負者電話番号	
現場代理人氏名	㊟ 携帯

このたび、別荘地敷地内で下記の工事を行います。尚 工事の際、工事請負者共に組合員は次項の工事遵守事項を厳守いたします。

【該当事項にチェックをしてください】

- 新築工事** 提出書類 現場位置図・請負契約書・建物配置図・工程表・建築確認申請
- 増・改築工事** 提出書類 請負契約書・工程表
- 家屋解体工事** 提出書類 請負契約書・建物配置図・工程表
- 家屋以外付帯設備解体・撤去工事** 請負契約書・建物配置図・工程表
- 樹木伐採・上記以外の工事・作業** 請負契約書・建物配置図・工程表

組合員(発注者) 氏名	㊟					
発注者 住所						
工事場所	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢					
工事名						
工期	年 月 日 ~ 年 月 日					
土地面積	m ²	建物面積	m ²	建物階数	階	建物構造

工事請負金額	円 (税別)	工事協力金	円 (税別)
--------	--------	-------	--------

工事用水道使用の有無	<input type="checkbox"/> 使用する (25,000円)	<input type="checkbox"/> 使用しない
------------	---	--------------------------------

備考

軽井沢吉ヶ沢別荘地 管理組合 事務連絡先 中部互光 (株) 0263-39-3470 小林

届済承認No	理事長印			曙商会		受付者	受付日時

工事等に関するの遵守事項

軽井沢吉ヶ沢別荘地管理組合

工事届 提出義務

当別荘地は自主管理組合により別荘地内の組合員所有の共通財産である道路の維持、私設水道配水施設、湧水水道水の管理をしています。

つきましては、軽井沢吉ヶ沢別荘地内において、工事（建物建築・増改築・建物解体・その他土木工事・造園工事等）を行う場合は、工事の大小にかかわらず、届け出を提出して頂きます。

工事届を提出後、下記記載事項の遵守をしてください。

1. 周辺環境への配慮

- ①別荘地特有の環境の中で施工にあたっては節度ある態度で臨み、別荘地利用者に迷惑を及ぼさないよう、十分配慮すること。（現場でのごみの始末、早朝・深夜の騒音防止、大小便の簡易便所設置、火気の取り扱い注意等）
- ②軽井沢別荘工事自粛期間（7月25日～8月30日）は工事を禁止とする。
- ③騒音の出る作業は、土・日・祝日は実施せず、平日9：00～18：00の間で完了すること。
- ④施工責任者は工事に先立ち、必ず管理組合に連絡を取り、管理会社・管理組合理事との打ち合わせを十分行い施工を開始すること。
- ⑤隣接する土地所有者とは、お互いの境界等を確認し、施工後問題を残さないように十分説明をして理解を頂くこと。
- ⑥施工のため、協力をお願いする近隣には挨拶をし、協力をお願いすること。

2. 水道設備に関するの注意事項

- ①吉ヶ沢別荘地は特有な水道系統を有しており、水道工事に際しては別荘地全体への影響を与えないよう慎重に施工を行う必要がある為、施工については原則として(株)曙商会へ請け負わせること。
- ②水道本管が、道路でなく各所有者の敷地内へ配管している場合もあり、事前に打ち合わせる事。
指定水道業者 株式会社曙商会 TEL：0267-42-2204 担当：高橋

3. 道路使用上の注意事項

- ①別荘地内の車両の走行は時速20km以下とすること。
- ②安全に注意し、居住者の通行の妨げにならぬよう細心の注意を払うこと。
- ③安全及び居住者の通行の妨げとなる作業車両の駐車は行わないこと。
- ④路肩駐車は道路を破損させる恐れがある為厳禁。
- ⑤工事関係車両の運行は管理組合に道路運行ルートを申請を行い許可を得ること。
- ⑥道路を通行止めにする場合は事前に管理組合の許可を得ることとし、事前に居住者に案内を行い、数日前より迂回ルート及び期間を掲示し、当日は安全に留意し通行者には交通指導を行うこと。
- ⑦側溝を重機等が横断する場合は、グレーチング・鉄板等を使用し側溝を破損させないように注意すること。

4. 建築工事等全般の注意事項

- ①安全を第一とし、人身事故・そのほか近隣へ損害を与えた場合は速やかに工事を中断し安全の対応を行い、管理組合に内容・原因の報告を行う。工事再開は管理組合の許可を得ること。
- ②工事中に居住者から、クレームなどが出た場合は、直ちに工事を中断し、対策を管理組合に報告してから工事を再開すること。
- ③工事中、現場代理人は常に連絡のつく電話番号を工事現場に掲げること。
- ④工事車両の通行により道路に損傷を与えた場合は、責任を持って復旧工事を行うこと。
(その方法は管理組合の認めた方法による)
- ⑤工事車両の通行による土砂・塵埃・その他機材等の投棄・散乱が発生した場合は、その都度清掃により原状回復を行うこと。
- ⑥工事に起因する道路破損・水道設備破損・公共架空ケーブル等の破損が発生した場合は、速やかに施工業者もしくは施主の負担で原状復旧を行い、管理会社へ連絡すること。
- ⑦工事完了後、完了報告書を提出すること。

工事了承済証 承諾番号

組合員（発注者）	様	電話番号
工事請負業者	様	電話番号
現場代理人	様	電話番号

令和 年 月 日 届出の施工を了承します。

施工場所 住所 北佐久郡軽井沢町 大字軽井沢

施工にあたり

管理組合 規約書・工事に関する遵守書を厳守する事。

現場代理人は安全を第一とし、別荘地内の環境と品位を保ち施工する事。

もし、事故等当が起きた場合は、速やかに事故の対応にあたり、管理組合に報告の事

この書類を現場に掲示してください

令和 年 月 日

軽井沢吉ヶ沢別荘管理組合

理事長 Ⓜ

工事完了報告書

軽井沢吉ヶ沢別荘管理組合 御中

承諾番号

工事が完了をしたことをご報告いたします。

保証金 返金口座

銀行

支店

口座番号

口座名

令和 年 月 日

組合員（発注者）

様

電話番号

工事請負業者

様

電話番号

令和 年 月 日

軽井沢吉ヶ沢別荘地管理組合 御中
【株式会社 曙商会】宛

組合員または土地所有者

住所 _____

氏名 _____ 印

水道本管取出し工事申請書

水道本管取出し工事の実施を申請します。

- ① 本管取り出し工事は株式会社曙商会に依頼すること。
当管理組合指定業者（株式会社 曙商会 0267-42-2204 高橋様）
当別荘地の特異的な水道設備の確認をすること。
（当別荘地では独特の配管をしており、水道設備は下記の指定業者に管理を任せています。
株式会社曙商会は施工内容・打ち合わせ内容等について管理組合に報告をします）
- ② 各個敷地内の工事業者については任意ですが、水量・水圧・などにより大型浴槽・ジャグジー・複数の風呂場等利用については制約があります。また、冬季の寒冷地対策等について曙商会に指示を仰いでください。

確認事項

本管 取出し場所

建築予定の 蛇口数

年間の水道料金になります。

年間 水道料金：

個人名義：基本料金 10,000 円＋蛇口数（ ）× 500円＝

法人名義：基本料金 15,000 円＋蛇口数（ ）× 800円＝